

## 入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び新潟市契約規則（昭和 59 年新潟市規則第 24 号）第 8 条の規定に基づき公告します。

令和 7 年 3 月 6 日

新潟市長 中 原 八 一

## 1 入札に付する事項

(1) 業務の名称	「市報にいがた」への広告掲載業務
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり 契約方式は、総価での入札とします。
(3) 契約の条項を示す場所	政策企画部広報課
(4) 入札日時・場所	令和 7 年 3 月 24 日（月）午後 1 時 30 分から 新潟市役所本館 3 階 対策室 1
(5) 履行期限（履行期間）・履行場所	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで 政策企画部広報課
(6) 入札保証金	新潟市契約規則第 10 条第 2 号により免除
(7) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第 17 条第 1 項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(8) 入札を中止とする場合	新潟市契約規則第 19 条第 1 項の規定に該当する場合は、入札を中止することがあります。
(9) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、前号の規定によるほか、抽選により入札者を決定するなどの場合があります。
(10) 契約保証金	新潟市契約規則第 33 条及び第 34 条の規定によります。
(11) 予定価格	事後公表します。
(12) 最低制限価格	設けません。
(13) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無

## 2 入札参加資格の要件

- (1) 新潟市内に本店（本社）、または支店（支社）、または営業所があり、かつ、本市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第2の9の措置要件に該当しない者
- (5) 広告代理業を営む者で、過去3年以内に国、地方公共団体又は新聞社と広告代理に係る契約を締結し、業務の履行実績を有する者
- (6) 資本金10,000千円以上である者

## 3 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

### (1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加申請書（別紙1） 2部
- ② 2（5）を証する書類（契約書の写し、発注者からの履行証明書等） 1部

- (2) 提出先 新潟市政策企画部広報課広報戦略室  
新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市役所本館4階  
電話 025-226-2111  
ファクス 025-223-5588  
メール t03.koyanagi@city.niigata.lg.jp
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 申請期限 令和7年3月18日（火）
- (5) 受付期間 入札公告の日から申請期限の日の午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

## 4 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。

- (1) 様式 別紙2に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和7年3月12日（水）
- (3) 提出先 3（2）に同じ
- (4) 提出方法 ファクシミリ、またはメールで提出してください。
- (5) 回答日 令和7年3月14日（金）まで
- (6) 回答方法 個別にファクシミリ、またはメールにて回答します。
- (7) その他 電話での受付は一切行いません。  
質疑書には、返信用ファクシミリ番号を記入してください。

## 5 入札時の注意事項

- (1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
- (2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
- (3) 入札場所に入室できるのは、入札参加申請者毎に原則1名とします。
- (4) 代理人が入札する場合は、委任状(別紙3)を提出してください。
- (5) 次に掲げる事項を記載した入札書(別紙4)を提出してください。

ア 入札参加者の住所、会社(商店)名、入札者氏名及び押印(外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。)

イ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社(商店)名、受任者氏名及び押印

ウ 入札金額、履行場所、入札金額の内訳

- (6) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
- (7) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を一回行います。ただし、初度入札で無効とされた者及び失格となった者は、再度入札に参加できません。

## 6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。